

社会福祉法人じょうれん会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人じょうれん会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会、監査会及び評議員会等に出席した時、また役員等が理事長の命を受けて、法人及び施設運営のための業務にあたった時の報酬は、支給しないものとする。

(改 正)

第4条 この規定を改正又は廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は平成29年6月20日より施行する。